

## 国分寺市教育委員会議事録 - 第4号

会議の種類 第2回国分寺市教育委員会定例会  
会議の日時 平成30年2月22日(木) 午前9時30分  
会議の場所 国分寺市立教育センター 5階 教育資料室

### 会議の出席者

教育長 古屋 真 宏

(教育委員)

教育長職務代理者 富山 謙 一

委員 高橋 道 子

委員 戸塚 晃

委員 佐久間 博 美

(職員)

教育部長 堀田 順 也

総合教育担当課長 本橋 信 行

教育総務課長 新出 尚 三

学務課長 中島 弘 美

学校指導課長 松浦 素 明

統括指導主事 三澤 亘 潤

指導主事 福澤 真 吾

指導主事 原 佳 代

社会教育課長 千葉 昌 恵

ふるさと文化財課長 高杉 強

公民館課長兼本多公民館長 山崎 明 子

恋ヶ窪公民館長 野中 哲 也

光公民館長 加藤 征 彦

もとまち公民館長 豊泉 早 苗

並木公民館長 本望 慎 一

図書館課長兼本多図書館長 藤川 浩 二

書記 千田 孝 一

書記 大嶽 みなみ

書記 村井 美津子

傍聴者 1名

## 〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣し、署名委員として3番富山委員、4番佐久間委員を指名した。

## 〔前会議事録の承認〕

・平成29年12月22日開催の平成29年第12回国分寺市教育委員会定例会議事録第16号

## 〔教育長等の報告〕

**教育長** おはようございます。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。小雨まじりの少し寒い朝となりました。学校も本年度は1か月余りとなりました。明日は都立高校の一般入試ということで、中学3年生にとっては大変な1日になると思いますが、希望の春に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

## 〔議事〕

### 1 議案第6号 国分寺市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市出張所の設置に伴い、市民生活部長に出張所における図書の受渡し及び返却の取次ぎに関する事を委任するため、国分寺市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部を改正する必要がある。

**教育総務課長** 1枚めくっていただきまして、改正文をご覧ください。国分寺市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則の別表に、受任者を「市民生活部長」、委任事務を「国分寺市出張所設置条例に規定する出張所における図書の受渡し及び返却の取次ぎに関する事。」とする欄を追加するものです。これは平成30年5月より国分寺駅ビルの中に開設される cocobunji 市民サービスコーナー及び国分寺市国立駅前市民サービスコーナーにおいて、市民生活部の市民課職員が図書の受渡し及び返却の取次ぎに関する事務を行えるように例規の改正を行うものです。新旧対照表をつけておりますので、御確認いただければと思います。委任する具体的な業務内容等につきましては、参考資料をご覧ください。

(意見・質疑の要旨)

**佐久間委員** 図書の受渡し及び返却の取次ぎということですが、人員配置は増えるのでしょうか。

**図書館課長兼本多図書館長** 人員配置については、cocobunji市民サービスコーナーも国分寺市国立駅前市民サービスコーナーも市民課の対応になっております。市民課の総合的な事務量を勘案して市民課で人員配置がされる予定ですので、図書館課からは特段人員の配置等はありません。

**教育長** 規則の施行日が平成30年5月1日ということですが、平成30年4月1日からではないということでしょうか。

**教育総務課長** 5月から開設される施設の設置に伴いまして行うものです。この規則にあります国分寺市出張所設置条例を参考資料の裏面に記載しております。条例の施行日が5月1日からとなっておりますので、規則の施行日もこちらにあわせているものです。

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

## **2 議案第7号 市長の権限に属する事務の補助執行について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

機構改革に伴う市長からの依頼に基づき、地方自治法第180条の2の規定に基づく事務の補助執行について、教育委員会の意見を市長に述べる必要がある。

**教育総務課長** 2枚おめくりください。参考資料として市長からの協議依頼をつけております。協議依頼の内容は2点あります。1点目は新たな補助執行の依頼です。機構改革により新設される市民生活部文化振興課執務室をひかりプラザに設置することに伴い、その管理を教育委員会に依頼したいというものです。2点目は現在補助執行を行っているものの解除です。国分寺市国立駅前市民サービスコーナーの設置に伴い市民課光町サービスコーナーを移転することから、市民課光町サービスコーナーの管理について補助執行の解除を教育委員会に依頼したいというものです。

本日御審議いただき承認していただければ、市長宛てに承諾する旨の文書を送付し、市長部局にて例規改正が行われるという流れになります。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** これを受けるに当たって、特段教育委員会事務局として何か問題が起こるのか、不都合な点があるかどうかだけ確認しておきたいのですが、いかがでしょうか。

**教育総務課長** 現在、ひかりプラザにある市民課光町サービスコーナーについては、補助執行としてその管理を行っております。その空いた箇所新しく文化振興課執務室が入りますので、事務として特段変わるところはないと考えております。

**佐久間委員** 現在、文化と人権課が使用しているひかりプラザ2階の部屋は、これからどのように使っていくのでしょうか。

**教育総務課長** 文化と人権課は機構改革により文化振興課と人権平和課になります。事務分掌は変わりますが、2階の人権平和課については今後も男女平等推進センターとしてその機能を残しますので、2階の部屋の管理については今までどおりです。

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

## **3 議案第8号 国分寺市立第四小学校及び第四中学校学校医(耳鼻科)の委嘱について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

国分寺市立第四小学校及び第四中学校学校医(耳鼻科)が辞任することに伴い、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則第2条第1項の規定により、学校医を委嘱する必要がある。

**学務課長** 1ページをご覧ください。今回、学校医の候補者として名簿をつけさせていただきました。第四小学校及び第四中学校の学校医として、中嶋博史先生を候補者とさせていただきます。

2 ページをご覧ください。平成 29 年度及び平成 30 年度学校医等の一覧です。今回委嘱を行うことにより、第四小学校及び第四中学校の学校医として中嶋先生を記載しております。学校医の任期については 2 年としておりますが、前任者が辞めた場合には前任者の残任期間となっております。そのため、中嶋先生の任期については平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日で提案をさせていただきます。

また、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則により、この委嘱については国分寺市医師会から推薦をいただくことになっております。3 ページにございますが、国分寺市医師会から平成 30 年 1 月 31 日付けで中嶋先生の推薦文をいただいております。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

**原案どおり可決（全員一致）**

#### **4 議案第 9 号 国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則の一部を改正する規則について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことに伴い、国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則の一部を改正する必要がある。

**統括指導主事** コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みであり、平成 16 年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって制度化されて以来、全国に広がってきています。他方で、児童及び生徒の状況に応じたきめ細かい学校支援、生徒指導上の課題への対応や学校安全の確保など学校を取り巻く課題はますます複雑化、困難化してきておりました。このような課題を解決し、子どもたちの生きる力を育むためには、教職員のみならず地域住民や保護者等の適切な支援を得ながら学校運営の改善を図っていく必要があります。このため、学校と地域の組織的、継続的な運営を可能とする学校運営協議会について、さらなる活動の充実と設置の促進を図る必要があるとの認識から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されました。この趣旨を踏まえて学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと称するとともに、国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則を一部改正するものです。

法律の一部改正の内容としては、これまで教育委員会が指定した学校にその運営に関して協議する機関としてコミュニティ・スクール協議会を設置することとしていたところを、学校の組織及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関としてコミュニティ・スクール協議会を教育委員会の所管に属する学校ごとに設置することが努力義務化されます。この度の例規改正は、この努力義務化により、コミュニティ・スクール協議会の設置について、教育委員会が特定の学校を指定する必要がなくなったため、第 4 条の指定に関する条項を削除しております。このことにより、コミュニティ・スクール協議会を設置する学校の略称についても「指定学校」から「対象学校」に整理しました。

また、コミュニティ・スクール協議会はこれまでの役割に加えて、学校運営に関して協

議を行い、その協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めることとなります。これらのことを踏まえまして、国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則の第3条において、従来では指定学校としていた部分を改め、第七小学校、第八小学校、第九小学校の3校を対象学校としています。また、第17条の指定の取消しの条項を第16条の適切な運営の確保に改めております。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** この規則の改正によって現在のコミュニティ・スクールが変わっていくのでしょうか。何か変わる点がありましたら、その点についてお話しください。

**統括指導主事** 平成29年度は先ほど申し上げました改正により、コミュニティ・スクール協議会の委員に学校の運営に資する活動を行う者を加えることが明記されております。例えば、年間を通じて学校と協力するPTA等の学校の代表者や授業におけるNPOの代表者等、地域の方々のみならず様々な人材に参画していただくことも可能であると思えます。これによって学校の運営や教育活動が充実していくと考えております。

**教育長** おおむね地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴っての文言整理と捉えてよろしいですね。

**統括指導主事** おっしゃるとおりです。

(採決)

**原案どおり可決(全員一致)**

## 5 議案第10号 国分寺市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

市立小中学校に学校事務共同事務室を設置するため、また、関係法令の改正により文言の整理を行うため、国分寺市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要がある。

**学校指導課長** 国分寺市では、平成30年4月1日から市立小学校の一部で学校事務の共同実施の試行が始まりますが、それに伴い義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律により改正された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、法に規定する共同学校事務室の設置、組織及び所掌事務等を規定するものです。

新旧対照表をご覧ください。第11条の2に、新たに学校事務共同事務室に関する条文を加え、設置、組織及び所掌事務等を規定いたします。また、関係法令の改正により文言の整理を行うために、先ほど議案第9号で承認いただきましたコミュニティ・スクール協議会の設置に関して第12条の6で、これまで教育委員会は学校運営協議会を置く学校を指定するとありましたが、教育委員会は学校運営協議会を学校に置くよう努めなければならないとします。さらに小学校及び中学校における道徳の時間を「特別の教科 道徳」として正式な教科に位置づけるため、学校教育法施行規則の一部を改正する条例が、平成27年3月21日に公布され、小学校の道徳の教科に係る部分が、平成30年4月1日から施行されます。これにあわせて第15条の「教育課程の届出」の道徳に括弧づけで、「(小学校にあっては、特別の教科である道徳)」を加えます。

(意見・質疑の要旨)

**富山委員** 従来の事務室の運営に対して、幾つかの学校がまとまって学校事務共同事務室が運営されていくこととなります。現在懸案になっている教員の働き方改革において、かなり利するところがあるのではないかと想定できるのですが、その点について説明をお願いします。

**学校指導課長** これまでは東京都の都費事務職員が各校に1人勤務しておりました。1人ではなかなか人材育成や業務の引継ぎができない状況がありました。他部局から異動されてきた方で学校の事務が初めての方は、1人職場になりますので、様々なチェック体制や相談ができない状況がありました。これを考えますと、学校事務共同事務室を設置したほうが事務の効率化が図れます。また、この制度になりますと、都費事務職員が1か所に集まるのとあわせて東京都から全校に支援員が置かれます。実際は立場が違いますが、都費事務職員が最終的に増えることとなります。学校に配置された支援員は副校長の業務の補助がこれまで以上に可能になると思います。この点が教員の業務軽減につながるという期待を持っております。

**教育長** 4月1日からスタートというところですが、準備の状況はいかがでしょうか。少し説明をしてください。

**学校指導課長** この学校事務共同事務室化に伴いまして、都費事務職員の方や市費事務職員の方から様々な意見を聞きながら、運営委員会を開いてこれまで検討を重ねてまいりました。既に第六小学校の学校事務共同事務室の場所については内装工事が完了しており、本日の午前中に備品が納入されます。インターネットやパソコンの配備が終わればいつでも業務を始められるようになっております。また、業務の運営マニュアル等についても、これまでの都費事務職員の方や市費事務職員の方の御意見を聞き、学校事務共同事務室を先行して設置している他市の情報も集めながら、円滑に進められるように準備を進めております。

(採決)

**原案どおり可決（全員一致）**

## **6 議案第11号 国分寺市立学校文書管理規程の一部を改正する訓令について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

市立小中学校に設置する学校事務共同事務室で文書を収受及び発送するため、国分寺市立学校文書管理規程の一部を改正する必要がある。

**学校指導課長** 新旧対照表をご覧ください。第5条で「学校に文書主任を置く」とありましたが、「学校及び学校事務共同事務室に文書主任を置く」といたします。以下、この学校及び学校事務共同事務室を学校等として、第5条第3項、第7条第1項から第3項及び第8条の文言を改正します。また、第7条第5項は、市長部局の文書管理規程と相違があるために改正します。この改正によって、現在の実務に沿った文書管理規程となります。

(意見・質疑の要旨)

**なし**

(採決)

## 原案どおり可決（全員一致）

### 〔協議〕

#### 1 東京都市町村教育委員会連合会次期役員の推薦について

(協議の内容と説明)

**教育総務課長** 東京都市町村教育委員会連合会の次期役員の推薦について御協議をいただきたいと思います。現在、東京都市町村教育委員会連合会には、国分寺市から富山委員が役員として選出されておりまして、常任理事になっておられます。役員の任期については2年となっておりますが、現在の任期が平成30年5月26日で満了します。つきましては、次期役員を国分寺市より推薦いたしたく御協議をいただきたいと思います。任期については、平成30年5月27日から平成32年5月26日までの2年間となります。なお、各ブロックの役員の中から世話人を選出することになっておりますが、輪番で選ばれるのが慣例となっております。この慣例によれば、国分寺市の次期役員は世話人として国分寺市が所属している第4ブロックから推薦されることとなります。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 富山委員には役員として大変御苦勞をおかけしているところですが、次期役員の推薦ということで御意見をお願いいたします。どなたか御推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

**高橋委員** 富山委員、これまで御苦勞様でした。大変なお役なのですが、引き続いて富山委員に引き受けていただければ大変ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

**教育長** ほかの御推薦はよろしいでしょうか。富山委員、いかがでしょうか。

**富山委員** 私ではよろしければ受けさせていただきます。

**教育長** それでは、次期役員についても富山委員にお願いするということで推薦をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 〔報告〕

#### 1 第2回総合教育会議の報告について

(事務局からの説明)

**教育総務課長** 資料1をご覧ください。2月13日午後2時から行われました総合教育会議の概要をまとめました。当日はグローバル社会で活躍する人材の育成についてというテーマで活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。第四小学校の英語教育推進リーダーにも同席いただきまして、学校現場の状況なども御報告をいただきました。最後に市長から英語教育だけでなく、グローバル社会が急速に発展する中で、国分寺市の子どもたちや青少年が活躍できるよう、人材育成を行っていききたいと話がありまして、1時間半の会議は終了しました。資料の御確認をいただければと思います。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 市長からも力強いお話をいただきましたので、今後のグローバル社会に生きる子どもたちの育成に向けてしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいた

します。

## 2 国分寺市教育委員会児童生徒表彰被表彰者について

(事務局からの説明)

**教育総務課長** 資料2をご覧ください。国分寺市教育委員会児童生徒表彰被表彰者について御報告をいたします。

今年度からの新規事業となります国分寺市教育委員会児童生徒表彰ですが、2月13日に審査会が行われ、その内容については、教育長決裁により決定しました。現在、まだ被表彰者から個人情報の公開の同意が取れていない状況であり、個人を特定できる情報については報告できません。被表彰者は資料に記載のとおり小学生4名、中学生13名、団体表彰が1団体です。主な表彰事由につきましては、体育、芸能等の文化活動において特に優秀な成果をあげたものが中心です。資料にはその優秀な成果をあげた主な大会を抜粋して記載させていただいております。

被表彰者からの個人情報の公開の同意が取れましたら、改めて教育委員会定例会で報告するとともに、次回の教育委員会広報紙等にも掲載していきたいと考えております。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** スポーツだけではなく文化的な活動も全国規模の大きな大会に参加して頑張っている子どもたちがいることを感じましたし、その子どもたちをしっかりと励まして、支えていきたいと思っております。また、詳細については後日御説明をさせていただきます。

## 3 市立第四小学校普通学級増見込みに対する施設改修について

(事務局からの説明)

**教育総務課長** 資料3をご覧ください。1番の要旨については、記載のとおりですが、第四小学校の児童数は増加傾向にあり、平成30年度の学級増については、パソコン教室の改修により対応することとなっています。しかし、平成31年度にはさらに1学級増となることが推計されており、このことに対応するため平成30年に施設改修を行いまして、1学級分の普通教室を確保したいと考えております。

裏面をご覧ください。改修内容ですが、現在2階の西側に設置されている図書室の一部を普通教室に改修を行いたいと考えております。現在の図書室は西側が書架スペース、東側がカウンターと閲覧スペースとなっております。この閲覧スペース側を普通教室に改修いたします。また、このことによって、足りなくなる図書室のスペースについては、図面によるところの図書室の上側にあります多目的スペースを図書室の一部に改修するものです。多目的スペースの改修内容としましては、パーティション等で仕切りまして、通路部分と図書室部分を切り分けたいと考えております。また、現在の状況では照明も不足しますので、電気工事も行いたいと思っております。

書架スペースと閲覧スペースの配置や工事の実施スケジュールについては、今後学校と協議をしながら決定していきたいと思っております。学校にとって最善の方法で、なおかつ子どもたちに支障がないように修繕を進めていきたいと思っております。

(意見・質疑の要旨)

**佐久間委員** ただいま平成31年度の学級増の対応についての御報告をいただきまして理

解いたしました。今後の話なのですが、平成 29 年 10 月 26 日開催の教育委員会定例会で、児童生徒数等推計についてという御報告をいただきましたが、それを見ますと、第四小学校については、平成 32 年度に平成 31 年度よりさらに 1 学級増えて 28 学級に、そして平成 33 年度にもう 1 学級増えて 29 学級になるという予測です。推計値のとおりですと、今回平成 31 年度に向けて改修を行っても、平成 32 年度及び平成 33 年度にさらに 1 学級ずつ、あわせて 2 学級分が足りなくなりますが、これに対してはどのように対応する予定になっていますでしょうか。

**教育総務課長** 御指摘いただきましたとおり、昨年提出しました資料では平成 32 年度及び平成 33 年度にさらに 1 学級ずつ足りなくなる計算になります。学務課と連携しまして、このとおりに児童数が推移していくかしっかり注視してまいります。もしこの推計どおりに児童数が増加しますと、最終的には 2 教室足りなくなる可能性もあります。この対応については、この資料を作成したときから複数案をもって考えています。まずは施設改修において教室が確保できる箇所がないか十分に検討しております。施設改修で対応できない場合には、増築棟等も視野に入れて現在検討しております。児童生徒数の今後の動きを注視しながら、検討を進めていきたいと思っております。

**佐久間委員** さらに 2 学級増ということになりますと、大変大きな工事になると思いますので、また具体的になりましたら御報告をよろしくをお願いします。

**教育総務課長** 施設改修の状況や児童数の増加に対する対応については、適切な時期に適切な形で御報告させていただきたいと思っております。

**教育長** 本日、第四小学校に御視察いただきますので、実際に学校の施設を見ていただいて、その際にも委員の皆様には御意見等ありましたらおっしゃっていただきたいと思っております。その点も参考にしながら今後改修を進めてまいりたいと思っております。

#### 4 市立第三・第九小学校の給食調理業務委託事業者の決定について

(事務局からの説明)

**学務課長** 資料 4 をご覧ください。第三小学校及び第九小学校については、平成 29 年度で給食調理業務委託が満了となりますので、新たな委託事業者の決定の作業をしてまいりました。この度決定しましたので御報告させていただきます。

委託事業者は、協立給食株式会社となります。履行期間は平成 30 年 4 月 1 日からの 5 年間となります。こちらの会社は、現在も第三小学校及び第九小学校で委託業務を行っている会社となります。事業者選定の経過については、資料 4 の 6 番に詳しく書かせていただいておりますが、プロポーザル方式で審査会を設定して決定しております。最終的には平成 30 年 1 月 15 日に契約締結を行いましたことを御報告させていただきます。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** これまで委託事業者として業務委託を行っていただきましたが、学校あるいは保護者から苦情等が入っていましたらお話しください。

**学務課長** 学校や保護者からの苦情はありません。反対に、学校が行いたい食育活動にも積極的に協力をいただいているという報告を受けております。

#### 5 インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等の状況について

(事務局からの説明)

**学務課長** 資料5をご覧ください。例年この時期に報告をさせていただいているインフルエンザ様疾患による学級閉鎖等の状況について御報告させていただきます。

平成29年度については12月12日に第三小学校から学級閉鎖が始まりました。平成29年度の特徴としましては、昨年度と比較して学級閉鎖が1.8倍増えておりました。近年ではなかったのですが、第十小学校でインフルエンザにかかった児童が多く学校閉鎖となりました。現在、学級閉鎖は行っておりません。多摩地域でのインフルエンザにかかっている方の人数も減ってきているという報告を保健所からいただいております。下火になっていると思っております。しかしながら、まだインフルエンザの流行が心配されますので、学校には引き続き注意をお願いしたいと先日の副校長会でお話させていただきました。

(意見・質疑の要旨)

なし

## 6 平成30年度に開設する特別支援教室の設置準備について

(事務局からの説明)

**統括指導主事** 平成30年度に開設する特別支援教室の設置準備について報告します。このことは第三次国分寺市特別支援教育基本計画に基づいて、平成30年度に小学校において従来の情緒障害等通級指導学級から巡回型の特別支援教室へ移行することに伴い、今年度特別支援教室運営委員会を開催し、特別支援教室の設置準備をしてまいりました。特別支援教室運営委員会として、特別支援教室の運営の方向性や指導の内容等についてまとめて教育長に報告した内容について、教育委員会において御報告申し上げるものです。今回お示しした資料6は、平成29年8月8日開催の教育委員会定例会において骨子として御報告したものが最終的に決定したものになります。

資料6をご覧ください。「特別支援教育の充実に向けて」は全8章の章立てになっております。また、報告書の内容に基づいて、学校指導課として校長会等と連携して運営マニュアルを作成し、特別支援教室への円滑な移行を図ってまいります。

(意見・質疑の要旨)

**佐久間委員** 特別支援教室の設置準備について御報告ありがとうございました。こちらについては大変大きな支援となりますので、準備については様々御苦労があったと思います。ありがとうございました。

資料6の1ページの2番で「特別支援教室に期待される効果」として3点記載があります。1点目は児童の学力や集団適応能力の伸長、2点目は在籍学級の運営の安定化、3点目は、教員、児童・保護者の発達障害への理解の促進です。特別支援教室を設置することにより3点とも本当に効果があると良いと期待しております。中でも3点目の発達障害への理解の促進について、発達障害の特性が皆さんに理解されて、必要な支援が受けられることで適応できることがたくさんあることを皆さんに理解してもらえ、自体も素晴らしいのですが、さらに発展して発達障害に限らず、お互いに自分とは違うお友達のことをわかろうとすることで、他人の気持ちを考え思いやりの気持ちが育つことにつながっていくと良いと思っております。困っている人には手を差し伸べて、また、自分が困っているときには助けを求められるようになっていくことで、現在問題になっているいじめや不登校、自殺なども防げていくと良いと期待をしております。

**教育長** いよいよ4月から巡回型の特別支援教室になるわけですが、それに向けた準備はどのような状況になっているのでしょうか。

**統括指導主事** 先ほどの御説明で申し上げたように、現在、特別支援教室の運営マニュアルについて校長会や現場の教員等と連携しながら作成して、細かい部分まで詰めております。このことを通して、子どもたちが実際に新しい体制に移行する中で、現場でどのようなあり方が重要なのかということ、現在の情緒障害等通級指導学級の教員を中心として、情報交換が新しいグループの中で進んでいるように思います。私たちも、そのような中で校長会からは運営面、教員からは指導面について細かい質問をいただいております。先日も校長会からたくさんの質問をいただきまして、それについて1つ1つお答えしております。

全体を通して、昨年度の同時期に比べまして、教員や学校における特別支援教育に関する新しい方向性についての理解は進んでいるように思います。これはありがたいことだと思っております。対象児童数についても、当初の想定ほどの増加ではありませんでしたので、どのような形になるか徐々に具体的にイメージができてきています。

残り時間は少なく、まだこれから考えるべきところがありますが、これからもきめ細かく準備を行い、円滑に進むようにしていきたいと思っております。

**教育長** 巡回型の特別支援教室に大きく変わっていく時期です。子どもたちが不安を感じる、また必要な支援が受けられないことが決してないように、移行に向けた準備を各学校に進めていただけるよう指導や助言をしっかりとお願いしたいと思います。

## 7 平成29年度第2回「いじめに関する調査」の結果について

(事務局からの説明)

**指導主事** 資料7をご覧ください。平成25年のいじめ防止対策推進法の施行、平成28年2月の東京都教育委員会におけるいじめ総合対策第二次の策定により、行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じている場合は、いじめに該当すると定義されました。前回までは、アンケートに挙げた全ての件について、児童や生徒1人1人に聞き取りを行い、精査して、いじめとして認知しておりました。今回、いじめ防止対策審議会の委員の先生方から、件数より対応を大切にするため、認知をすることについて御意見をいただき、今回の調査からいじめの認知について、本人が嫌な気持ちになった件はいじめとして認知しました。その後、これまでどおり児童や生徒1人1人に聞き取りを行い、対応しました。

今回の調査期間は、平成29年7月1日から11月30日までです。

調査結果について資料右上の表をご覧ください。学校が認知したいじめの件数は、小学校が476件、中学校が32件でした。前回の小学校7件、中学校9件の結果と比較すると、大幅な増加になっておりますが、認知件数より、まず認知して対応していくことへのあらわれです。また、「いじめられている人を知っている」と回答した児童・生徒数は、小学校で284人、中学校で18人でした。この質問項目は、昨年11月3日開催のいじめ防止児童会・生徒会フォーラムでもテーマにしましたが、周囲の大人にいじめを伝えるきっかけとなり、認知につながる機会ともなるため、学校はこの質問項目で「知っている」と回答した児童や生徒にも丁寧に聞き取りを行っております。また、児童会・生徒会フォーラム後から、学校が児童や生徒に寄り添い、いつでも相談しやすい環境づくりをする体制を強化しており、今回のアンケート結果に反映したものがありません。中学校では認知の3分の1はアンケート前後に本人が申し出ているため、SOSを周囲や教員に伝えており、児童

会・生徒会フォーラムでの話し合いの成果があらわれていることを、今回の調査から感じ取ることができました。

次に、いじめの内容について中段の欄をご覧ください。最も多かったのは「暴言」でした。以下、暴力、物隠し、無視と続いております。その他の概要としては、嫌なあだ名をつけられ、悪口を書かれた、接し方がきついという内容でした。今回の調査から、課題として、子どもが思いを伝えるときに、相手を傷つける言い方をしてしまうことが多いことがわかりました。

今回の調査を受けて、いじめ防止に向けて子どもたち自身がいじめについて考え、主体的に行動しようとする態度の育成を大切にしたいと考えます。

既に異学年交流を行う、思いやりのある温かい言葉が広がるよう温かい言葉かけ運動を行う等の取組を行っている学校もあります。いじめ防止のために行われている市内各小中学校の取組を共有し、相手の立場を考えた言葉遣いや言い方ができることを目指していきます。

次に右下の表についてです。平成29年度1学期の第1回調査及び今回御報告した第2回調査でいじめと認知したケースのその後の状況です。学校が認知したいじめの件数は増えましたが、対応していただき、一定の解決を図り、件数の96%は現在観察中となっております。表中の「対応中」の22件については、全て一定の解決が見られておりますが、今後再発させないように、あえて対応中としております。この22件について、2月9日現在で対応中が7人となっております。このうち4件は同じ1人の児童が、3件が加害として、1件は被害として関わっております。生活指導上の課題を抱える児童ですので、その対応もあわせて再発させないように、現在も対応中としています。また2件は、不登校傾向のため、登校したときの様子をもう少し見たいということ、1件は、加害児童の発達に課題があるため、現在も対応中としています。対応中の件には引続き丁寧に声かけを行ってまいります。今回の調査において、重大事態に至るケースはございませんでした。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 今回の調査結果については、前回の調査結果と比較して大幅に件数が増えており驚かれた方も多いと思います。もう1点報告していただきたいのは、前回と比べていじめの内容の認知が増えていった具体的な例として、例えば「横入りをされて嫌な思いをした」ということまでいじめとして認知をしたという事例を1つ、2つ挙げていただけませんかでしょうか。

**指導主事** 例えば、「どけ」と言われたが「どいて」と優しく言ってほしかったので嫌な思いをした、戦いごっこはやりたくないと思っても一緒にやらされた、注意をすると注意をしてほしくないという気持ちだったということがありました。

**教育長** このような認知していなかった内容が大幅に増えました。改めて嫌な思いをした部分については、法令に基づいて認知をしていくという体制を整えたところですよ。

**戸塚委員** 平成29年11月の第2回の調査で、学校が認知したいじめの件数の中で、例えばインターネットやスマートフォン等のIT機器を使ったと思われるいじめは含まれていますか。あるとすれば何件くらいあるのでしょうか。

**指導主事** 高学年でYouTubeに上げた後に、その書き込みが嫌なものであったということがありました。

**教育長** 1件ということではよろしいですか。

**指導主事** はい、そうです。

**教育長** 現在、全てが観察中または対応中で、対応中はわずかになってきておりますが、全てのいじめがなくなるようにしっかりと対応していきたいと思っております。また、第3回の調査もありますので、その結果について改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

大変大きな数となりましたが、結果をしっかりと受けとめながら、認知したものを1つ1つ確実に解決していくことによっていじめの撲滅につなげていくということで対応を図っていききたいと思います。よろしく願いいたします。

## 8 平成29年度卒業式・平成30年度入学式の出席について

(事務局からの説明)

**統括指導主事** 平成29年度の卒業式については、小学校は平成30年3月22日木曜日、中学校は平成30年3月20日火曜日に開催されます。また、資料の裏面の入学式については、小学校は平成30年4月6日金曜日、中学校は平成30年4月9日月曜日に開催されます。資料8に教育委員会側のそれぞれの出席者の一覧を掲載させていただきました。御多用の中とは存じますが、御参会のほどよろしく願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

## 9 第9回中学生「東京駅伝」大会結果について

(事務局からの説明)

**指導主事** 資料9をご覧ください。2月4日に開催されました第9回中学生「東京駅伝」の競技結果が公表されましたので御報告します。

国分寺市の公立中学校5校と早稲田実業学校中等部をあわせた6校から代表の生徒が参加しました。「選手1人1人が1秒でも早く走ること」を合言葉に、チーム一丸となって全力でたすきをつなぎました。

結果は、女子が41位、男子は46位、男女の総合は45位という結果になりました。残念ながら昨年度よりも総合で順位を下げる結果になりましたが、多くの声援を受けながら最後まで走り切ることができました。応援をいただき、ありがとうございました。この結果については、3月15日付けの市報でもお知らせする予定です。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 当日は富山委員にもお越しいただきまして、ありがとうございました。参加した子どもたちは大きな舞台上、本当に全力を尽くしてくれたと思います。順位が下がった状況ですが、来年度に向けて強化策を立ててほしいということをお話の副校長会でもお話をさせていただきました。学力とともに体力の向上を目指して、しっかりと鍛え上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## 10 友好都市協定締結候補について

(事務局からの説明)

**ふるさと文化財課長** 資料10をご覧ください。現在、埼玉県比企郡鳩山町と友好都市協

定の締結に向けた事務を行っておりますので、御報告をいたします。

この鳩山町に関しましては、南比企窯跡群という東日本最大級の窯跡群があります。8世紀半ばには武蔵国分寺創建期の瓦を大量に生産して、生産された瓦は南へ約40キロ離れた国分寺へ運ばれました。このように瓦の生産地であります鳩山町と、消費地であります国分寺市はおよそ1300年前からつながりがあります。鳩山町とは平成25年度より文化財に関する協定を締結して連携事業を進めております。今回参考資料としてつけておりますが、国分寺市「友好都市」協定基本方針に基づいて、より一層鳩山町との歴史文化のつながりを深めるため、今回締結に向けた事務を進めております。

資料の2は、鳩山町との連携事業の一覧です。平成25年度に関しましては、国分寺まつりにおいて、鳩山町長をはじめ町民の皆様が瓦の受渡し式に御参加されております。また、平成25年度以降も事業を行い、平成29年度は国分寺市民の方々が鳩山町を訪れ、古代の技法を用いた鬼瓦づくり等を体験しました。平成29年度は他にも企画展の展示をしております。

平成30年3月30日の調印式において友好都市協定の締結を行う予定です。この締結の日から平成35年3月31日までの予定で協定を結びたいということで御報告をさせていただきます。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 新たな友好都市協定となりますが、特にこれまでふるさと文化財課と関連が深かったということで結ばせていただく内容を御報告させていただきました。

私も鳩山町にお伺いしたのですが、JAXAの関連施設や日立の研究所もあり、様々な点で似ている部分があると感じました。歴史だけではなく、教育の視点からも、あるいはスポーツの視点からも連携が深められればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## 11 市立図書館一部業務委託に係る受託事業者の決定について

(事務局からの説明)

**図書館課長兼本多図書館長** 資料11をご覧ください。平成30年度から実施する恋ヶ窪図書館、光図書館、もとまち図書館、並木図書館の一部業務委託の受託事業者が決定しましたので報告いたします。

委託事業者は株式会社図書館流通センターとなります。この事業者は、平成27年度から試行的に光図書館で先行して一部業務委託を行っている事業者でございます。履行期間については、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となります。事業選定の経過については、資料の6に記載のあるとおりで、平成30年1月26日に契約を締結しております。今回、企画提案書の提出は1者でしたので、1者の平均評価点と順位を最下段に記載しております。

(意見・質疑の要旨)

**戸塚委員** 直接本件とは関係ないのですが、私はよく図書館で本や雑誌を借りますが、借りた本をカウンターに返しにいくと、必ずその担当の方が本や雑誌をぱらぱらめくって確認をされます。それは借りた人が借りている間に本を汚したり、ページをちぎってしまった等、何か粗相をしていないかを確認されているのでしょうか。

**図書館課長兼本多図書館長** 確認については何点かあります。まずは、返却された資料の中にしおり代わりにいろいろな物を挟んでいらっしゃる場合がありますので、その確認をしてその場で御返却できればということがあります。また、ページが汚れている、雨に濡れていることを確認する意味もあります。さらに、返却された資料について、貸出しのときに既に書込みがあったかを確認しております。その時点で発見できれば、鉛筆書きであれば消す、修理が必要であれば引き取って修理する、もしくは買い換えるなど適切な対応を行います。以上の観点から返却の際に確認をさせていただいております。

### 〔その他〕

**学校指導課長** 教員の働き方改革の一環として、市立小中学校では来年度の夏季休業中の8月13日月曜日から8月15日水曜日まで、教職員の休暇取得促進日として休暇を取得していただきまして、全校閉庁できるように校長会が中心になって現在進めております。この期間は、教員研修、学校でのサマースクールや補習、部活動等教職員や児童及び生徒の活動が少ないときです。休暇を取得しやすい環境を作るために一斉に閉庁日といたします。この期間は施設管理員を配置しますので、学校開放等には影響はございません。また、緊急の問合せ等に備えて、学校だよりや市報で周知して、教育委員会が対応できるように進めてまいりたいと思っております。

### 〔閉会〕

午前10時47分、教育長は閉会を宣した。

**署名委員**                    **3 番**

**4 番**

**調製職員**